

浄化槽の工事に関する違反行為とその罰則

浄化槽法は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

浄化槽の工事については、浄化槽設備士による適正な工事を義務化しています、浄化槽工事に関する違反行為による罰則は次のようなものです。

罰則

第 59 条・・・1 年以下の懲役又は 150 万以下の罰金

- 三 都道府県の登録又は更新登録を受けずに浄化槽工事業を営んだ者
- 四 不正の手段によって浄化槽工事業の都道府県登録又は更新登録を受けた者
- 五 浄化槽工事業の登録取り消し等の命令に違反した者

第 63 条・・・3 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

- 一 浄化槽の設置届けをせず又虚偽の届出をした浄化槽工事業者
- 二 特定行政庁による届出による浄化槽の設置、変更の計画又は廃止命令に違反した浄化槽工事業者

第 64 条・・・30 万以下の罰金

- 一 浄化槽の維持管理又は生活環境の保全又は公衆衛生上の観点から改善の必要性がある場合 21 日以内に都道府県知事は勧告出来る事になっているが、違反して浄化槽工事に着手した浄化槽工事業者
- 五 浄化槽設備士を営業所毎に置かなかった浄化槽工事業者。
- 六 浄化槽設備士が実地に監督又は浄化槽設備士である浄化槽工事業者が実地に監督しないで工事を行った者
- 七 帳簿の不備および虚偽の記載や保存しなかった浄化槽工事業者
- 九 浄化槽設備士の資格者以外でこの名称を使用した者
- 十 行政庁に対して報告せず又虚偽の報告をした浄化槽工事業者
- 十一行政庁による立入検査、質問を拒み、妨げるなどをした浄化槽工事業者